○農林水産省告示第千六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月二日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬渓町大字金吉字道三ノ本三六五七、三六六一、字寺ノ迫三七八三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字道三ノ本三六五七・三六六一・字寺ノ迫三七八三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月二日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　大分県中津市山国町守実字福升四一二、四一三、字竜越ノ上三六三三の一、三六三三の二、三六三六から三六三九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字福升四一二・字竜越ノ上三六三三の二・三六三八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月二日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　滋賀県長浜市木之本町川合字里ノ内一二七五、一二七五の三から一二七五の一六まで、一二七五の二一、一三〇五、一三〇五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月二日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平字折登二〇、二二、二九の四、三一の三、三七の二、五四、五五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字折登二〇・五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九の四、三一の三、三七の二、五五の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及びかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月二日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　茨城県桜川市入野字拾貫峯三九一の一、三九二の一、字入沢五七三の一（次の図に示す部分に限る。）、三九三、三九四、三九五・四〇一合併、三九六・四〇〇合併、三九七、三九八、四〇二、四〇三、四〇四・四〇七合併、四〇五、四〇六の一、四〇六のイ、四〇八から四一三まで、四一四・四一五合併、四一六から四二一まで、四二二・四二七のイの一合併、四二三、四二六、五七〇から五七二まで、五七六、五七七、字新建五八一のイ・五八一のロ合併（次の図に示す部分に限る。）、三九九、五七四の二、五七四のロ、五七八から五八〇まで、五八二の二、五八三の一、五八四から五八九まで、五九〇の一、五九一の一、五九二の二、五九二の三、五九三の二、六〇〇の一、字堂平六〇一の二、六〇四の一、六〇六の一、六〇七の一、六一〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び桜川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和八年経済産業省告示第百四十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年十一月二日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和八年台風第二十五号に伴う災害	千葉県	令和八年九月二十日から令和九年二月一日まで
	千葉市 銚子市 市川市	

○経済産業省告示第百四十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和八年十一月二日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和八年台風第十八号に伴う災害	鹿児島県	令和八年八月二十五日から令和九年二月一日まで
	大島郡徳之島町	